

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 8 年 8 月 2 6 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 2 5 号

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。